

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当し、まだ手当を受けていない方は申請をしてください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

【支給対象となる方】市内に住で、次の①～⑧のいずれかに該当する児童を養育している父親が母親、または養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害をもつ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に一年以上遺棄されている児童⑥父または母が一年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童⑧父または母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

※父親・母親・養育者が公的年金を受給できるときや、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているときは、手当の金額が変更または停止となる場合があります。また、児童が児童福祉施設などに入所している

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】市内に住で、次の①～③のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親が母親、または養育者

①知的障害(愛の手帳1)3度程度 ②身体障害(愛の手帳2)3度程度 ③重度の知的障害(愛の手帳3)3度程度

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

【手当額(月額)】▼重度の障害児(1級) 11万5千250円 ▼中度の障害児(2級) 11万3千497円

※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。なお申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円で、扶養親族等が1人増すごとに38万円を加算

※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き10万円を、特定扶養親族(19歳～23歳未満)がある場合は1人に付き25万円を加算します。

現況届等の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

【勤務時間】月曜～土曜日(日曜日、祝日を除く)、月124時間(変則勤務有り)

【勤務内容】学童保育所における児童の育成支援など

現況届等の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

【勤務時間】月曜～土曜日(日曜日、祝日を除く)、月124時間(変則勤務有り)

【勤務内容】学童保育所における児童の育成支援など

現況届等の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なもので、提出がないと特別児童扶養手当は11月期支払い分から、児童扶養手当は3年1月期支払いからの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。

特別児童扶養手当については、認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。

受付期間中に児童青少年課(市役所2階)で手続きしてください。

児童扶養手当については、手当の支給開始から原則5年が経過した方に一部支給停止適用除外事由届出書

を6月までに提出してください。



国民年金 だより

年金手帳は大切に保管してください

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。加入される制度が変わっても番号は変更されません。また、加入記録および保険料の納付状況などがこの番号で登録されます。年金手帳は、加入する年金制度の変更手続き(国民年金⇄厚生年金など)の際に必要になります。将来は年金請求手続きなど一生を通して使用しますので、大切に保管してください。

年金手帳を紛失または破損したときは、次の窓口で年金手帳の再交付を申請してください。

所 0422・56・14
11または市保険年金課
470・7732へ。

詳しくは武蔵野年金事務所

3年度 施策成果等アンケート調査の結果がまとまりました

市では4月に、18歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に「令和3年度施策成果等アンケート調査」を行いました。

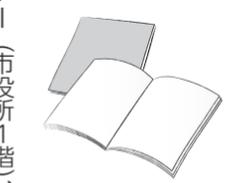
この調査は、主に市の行政評価制度(施策や事務事業を対象に、その成果や実績などを評価する制度)に活用するため実施したものです。

このたび、同調査の結果がまとまりましたので、お知らせします。ご協力ありがとうございました。

【有効回答数(回答率)】879人(44.0%)

※郵送による回答649人、インターネットによる回答230人。

詳しくは行政管理課 470・8031へ。



年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。書類選考後、面接の上、決定します。

【任用期間】9月1日～11月30日

学童保育所 児童厚生指導員

児童厚生員

学童保育所 学休代替職員

【勤務時間】月曜～土曜日(日曜日、祝日を除く)、月124時間(変則勤務有り)

【勤務内容】学童保育所における児童の育成支援など

母子・父子自立支援プログラム 策定事業のご案内

市では、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズなどに応じて自立支援プログラムを策定し、これに基づいて、各種支援事業を活用すること

詳しくは同課課成支援係 470・7736へ。

